

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における傷病手当金の 支給適用期間の延長について

1 内 容

令和4年2月10日付厚生労働省通知「国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について」に基づき、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給適用期間を延長します。

なお、後期高齢者医療制度については、東京都後期高齢者医療広域連合において支給適用期間を延長します。

2 期 間

現行の期間 令和2年1月1日から令和4年3月31日

延長する期間 令和4年4月1日から同年6月30日

3 予算対応

支給に係る財源については、特別調整交付金により全額国費で負担されます。

4 スケジュール

令和4年3月21日 広報みなと、区ホームページ掲載